

環境測定のご案内

室内空気環境測定

建築物における室内環境については、ビル管理法（管轄 厚生労働省）と学校保健法（管轄 文部科学省）により、衛生的環境の向上が義務づけられています。

安全で衛生的な空気環境の確認と維持を目的に測定を実施します。

ビル管理法（一般項目）

温度・湿度・気流・二酸化炭素・一酸化炭素・浮遊粉塵量の

計6項目を2ヶ月に1回、定期的に測定し1点を1日2回測定します。

対象物：総床面積3000㎡以上のビル（工場、病院、共同住宅は除く）



空気環境測定器

ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物測定

主な項目；

ホルムアルデヒド

トルエン

キシレン

パラジクロロベンゼン

スチレン

エチルベンゼン



アクティブ法



パッシブサンブラ法



検知管法
ホルムアルデヒド
のみ測定可能

〒530-0046 大阪市北区菅原町8-14

日本水処理工業株式会社

<http://www.mizu-shori.com>

TEL 06 - 6363 - 6330

FAX 06 - 6363 - 6372

■計量証明事業 第10135号
■水道法第20条登録機関

■建築物飲料水水質検査業
■建築物空気環境測定業

■簡易専用水道検査機関
■作業環境測定機関27-97